

## 一般社団法人茨城県環境保全協会

# 協会だより



2023年(令和5年)度  
第1号(通巻第106号)  
2023年4月1日発行  
一般社団法人茨城県環境保全協会  
発行担当 広報委員会  
水戸市平須町1825-192 平須ビル202  
TEL 029-303-6007  
FAX 029-303-6008  
URL <http://www.kankyo-ibaraki.com/>  
Mail [info@kankyo-ibaraki.com](mailto:info@kankyo-ibaraki.com)

## 笠間市と災害時の協定を締結しました



笠間市・一般社団法人茨城県環境保全協会  
災害時における災害し尿等の収集運搬の協力に関する協定締結式

3月22日(水)午後1時から笠間市役所において災害協定の締結式が行われました。

今回の締結式に際し、笠間市より山口伸樹笠間市長、持丸公伸市民生活部長、小里貴樹市民生活部参事兼環境推進監、前島進市民生活部資源循環課課長、柏崎泉市民生活部資源循環課課長補佐の皆様にご出席いただき、協会からは岡島理事長及び東ヶ崎事務局長が出席しました。

締結にあたり、山口笠間市長より「災害時におけるトイレの確保は大きな課題になりますが、行政だけでなく全てを賄うことは困難であるため、協会をはじめとした民間事業者の協力が不可欠であります。そのためこの協定は笠間市民にとっても、大きな安心

につながると言えるでしょう。」とお言葉をいただき、岡島理事長も「地球温暖化等の要因により、近年台風や豪雨の被害は年々大きくなっており、災害発生時には、協会が一丸となり笠間市民のために駆け付けたい」と述べました。

今回の笠間市との協定締結により、茨城県及び県内16の市町との締結が完了しました。

2023年度(令和5年度)も引き続き県内市町村との協定締結を目指し、協会として会員事業所の地位の向上及び業務の確保に努めてまいりますので、会員の皆様におかれましては、一層のご理解をお願いします。

### 2023年度(令和5年度)行事計画について

毎年の行事計画は5月に開催する定時総会の決議を経て成立するものではありませんが、暫定的な2023年度の事業予定について次項表のとおりご報告いたします。



ので、ご理解の上各種行事への積極的なご参加をお願いします。

尚、当行事予定は新型コロナウイルス感染症もだいぶ下火にはなっていない様子です、各種要因により変更となることもありますのでよろしくお願いいたします。

尚、5月20日(土)に開催予定の2023年度定時総会及びその後の懇親会については、感染対策を行いながら例年通りの開催を目指しております。

### 大子町支援業務の継続について

令和元年度の台風により被害を受け、その後使用が出来ない状態となっている大子町のし尿処理施設ですが、現在新規工事中であり、完成予定は今年度秋となっております。

そのため、現在当協会において毎月ご報告の通り日量7,500kgを上限として、東海村の処理施設へ運搬を行っております。

この度2023年度における事業の継続について、大子町との契約が完了いたしました。

したがって、今年度も予定では11月までではありますが、過去3年間同様、会員の皆様へ協力をお願いすることとなりましたので、よろしくお願い申し上げます。

### 霞ヶ浦・北浦地域清掃大作戦拠点地区事業

3月5日(日)、霞ヶ浦問題協議会主催の「第99回霞ヶ浦・北浦地域清掃大作戦拠点地区事業」に次世代育成委員会3名と事務局で参加しました。

この事業は、大切な水源でもある霞ヶ浦の環境保全のため、流域の多くの関係団体ともに長年続けられてきているものです。近年は、新型コロナウイルス対策で中止となっていました、今回3年ぶりに実施され、霞ヶ浦



の湖岸などのごみ拾いを行いました。

この日は天気は良かったものの風が冷たい一日となりましたが、多くの参加者と共に霞ヶ浦の美化に協力することが出来ました。

### 3月度定例役員会の開催

3月15日(水)午前10時より2月度の定例役員会を水戸市の開発公社ビルにて開催いたしましたので、当日の議事内容等についてご報告いたします。

出席理事  
岡島理事長 長塚 池田副理事長  
秋山 小林 早川 佐野 石井 理事(理事13名中8名出席) 露崎 佐藤監事

### 協議事項

①浄化槽維持管理委託契約書(案)について

浄化槽維持管理契約書(案)について協議し、今後も協議を重ねて行くこととなりました。

②2022年事業報告及び2023年事業計画について

5月に開催される定時総会に提出す

2023年 予定表(案)		一般社団法人 茨城県環境保全協会	
	理事会	行事予定	外部行事予定
2023年4月	19日(水)理事会		
5月	20日(水)理事会	第10回通常総会 水戸京成ホテル(5/20)	
6月	22日(木)理事会	次世代育成委員会 講習会(6/3) 日本環境保全協会関東地区協議会総会(6/21) 水戸京成ホテル	(一社)日本環境保全協会 総会(6/12)
7月	19日(水)理事会	不法投棄パトロール活動(第1回目・県西方面予定)	
8月	23日(水)理事会		霞ヶ浦ECOフェスタ(霞ヶ浦環境科学センター)
9月	20日(水)理事会	講習会予定(浄化槽関係)	
10月	18日(水)理事会	日本環境保全協会関東地区協議会秋季研修会	
11月	15日(水)理事会	不法投棄パトロール活動(第2回目)	(一社)日本環境保全協会全国大会・千葉(11/16)
12月	20日(水)理事会		
2024年1月	17日(水)理事会	新年会(水戸京成ホテル)	(一社)日本環境保全協会 賀詞交歓会
2月	21日(水)理事会		環境学習フェスタ(霞ヶ浦環境科学センター)
3月	13日(水)理事会	霞ヶ浦・北浦清掃大作戦(3/3)	

(参考)3月度大子町支援業務実績

曜日	会社名	運搬重量(kg)
1(水)	玉里クリーン	3,600
	マカベクリーン	3,600
2(木)	磯原清掃サービス	2,700
	セイコー	3,700
3(金)	北茨城市企業衛生	3,700
	富士企業	3,700
6(月)	丸越産業	3,000
	石岡興業	5,200
7(火)	マカベクリーン	3,600
		3,700
8(水)	アミックス	3,700
	久松商事管理サービス	3,600
9(木)	山本環境開発	3,700
		3,700
10(金)	クロサワクリーンサービス	7,500
13(月)	丸越産業	3,000
	北茨城市企業衛生	3,700
14(火)	石岡興業	5,200
	磯原清掃サービス	2,700
15(水)	セイコー	3,700
	久松商事管理サービス	3,600
16(木)	石岡興業	5,200
	磯原清掃サービス	2,700
17(金)	セイコー	3,700
	富士企業	3,700
20(月)	玉里クリーン	3,600
	八郷衛生	3,700
22(水)	久松商事管理サービス	3,600
	玉里クリーン	3,600
23(木)	山本環境開発	3,700
		3,700
24(金)	クロサワクリーンサービス	7,500
27(月)	水戸環整センター	3,700
	北茨城市企業衛生	3,700
28(火)	八郷衛生	3,700
29(水)	博相社	4,500
		3,000
30(木)	セイコー	3,700
	久松商事管理サービス	3,600
31(金)	玉里クリーン	3,600
	新生環境整備	3,700
期間合計		162,000

る 2022 年事業報告及び 2023 年事業計画について協議を行い、一部修正の後承認されました。

③協会だよりについて

協会だより3月号の内容について広報研修委員会より提案があり承認されました。県内全ての市町村、県の関係機関に無料配布しています。もし、ご希望の関係者の方がありましたら当協会までご連絡下さい。

④次世代育成委員会主催の講習会について

次世代育成委員会から6月3日(土)の日程で、モリタエコノス協力のもと、バキューム車とパッカー車のメンテナンス講習会を水戸市内で開催する旨の提案があり、協議の結果承認され実施することになりました。

詳細が決まり次第会員の皆様にご連絡いたしますので、多くのご参加を

お待ちしております。

報告事項

①2月18日 霞ヶ浦環境科学センター「環境学習フェスタ」出展

3月号の協会だより詳細記載してあります。

②2月20日 つくばみらい市 災害協定話し合い

3月号の協会だより詳細記載してあります。

③3月5日 霞ヶ浦・北浦清掃大作戦(霞ヶ浦総合運動公園)

別枠にて詳細記載してあります。

④3月7日 日本環境保全協会 三条会長叙勲祝賀会

日本環境保全協会会長 三条忠文氏の旭日

章綬章を祝う会が3月7日(火)に香川県高松市の JR ホテルクレメント高松にて行われ、当協会より岡島理事長と秋山前理事長が出席しました。

⑤浄化槽法に基づく浄化槽の適正な届出や維持管理に関する周知について

浄化槽工事業者に対するお願い文書が茨城県県民生活部環境対策課長より出されました。


内容としては浄化槽法に基づく浄化槽の適正な届出や、清掃、維持管理を浄化槽管理者に対して行う旨を依頼するものであり、茨城県で作成したチラシと共に送られています。

チラシについては茨城県のホームページ(茨城県ホームページ>茨城で暮らす>環境・自然>水質>生活排水対策(浄化槽))からもダウンロードできますが、協会ホームページの会員向けページからも見ることができますのでご確認ください。

以上の内容で役員会を開催いたしました。



(参考)茨城県作成チラシ



茨城県からの  
お知らせ

**浄化槽関係業者\*の皆様へ**  
\*ハウスメーカー様・工事業者様向け

**施主(浄化槽管理者)の方へ**  
周知をお願いします

浄化槽は、微生物の働きでトイレ、台所、お風呂からの生活排水をきれいにし、生活環境の保全や公衆衛生の向上のために必要な設備です。家屋の所有者や賃借人などの浄化槽を管理している人は、浄化槽法で届出や維持管理が義務付けられています。

浄化槽の設置・施工に関わる皆様におかれましては、生活排水の適切な処理のために、浄化槽法に基づく①届出や②維持管理につきまして、**浄化槽管理者の方への周知をお願いいたします。**

**①届出について**

**STEP 1 浄化槽設置の手続き**

家の新築の時等

家主

建築確認申請  
申請書

建築確認検査機関  
(指定行政庁)

一括契約を  
締結しましょう!

※詳しくは専用「しくる有期」Q1をご覧ください。

建設後申請  
申請書

建設後届出  
申請書

市役所

届中は、市町村の浄化槽担当課へ  
提出してください。

建売住宅を取得  
した際は、浄化槽の  
管理者変更が  
必要です。

※詳しくは専用「しくる有期」Q3  
をご覧ください。

**STEP 2 使用開始前の  
保守点検**

施工

保守点検業者

使用開始前  
保守点検を受ける

次点検日、登録してある保守点  
検業者へ委託してください。

**STEP 3 使用開始の  
手続き**

使用開始後、30日以内に  
使用開始報告書を提出  
市町村の浄化槽担当課へ提出  
してください。

報告書

**STEP 4 設置後の法定検査  
(浄化槽法第7条)**

使用開始後  
3~8カ月の間に  
浄化槽が正しく設置されているかどうかを調べます。  
公益社団法人茨城県水質保全協会が実施を行います。

**②維持管理について**

**STEP 5 保守点検**

浄化槽を正常に機能させるための  
定期的なメンテナンス

※結果に登録してある保守点検業者へ委託して  
ください。  
保守点検の記録を3年間保管してください。

**STEP 6 清掃**

浄化槽の汚泥を引き抜き、  
機器を洗浄

市町村の登録を受けた業者へ委託して  
ください。  
清掃の記録を3年間保管してください。

**STEP 7 法定検査  
(浄化槽法第11条)**

浄化槽が継続して正常に機能  
しているかどうかの総合的な  
検査

設置後最初の法定検査を受けた後も、  
毎年1回、検査が必要です。  
公益社団法人茨城県水質保全協会が実施  
を行います。

**毎年、定期的の実施しましょう**